



WORLD ANTI-DOPING CODE
INTERNATIONAL STANDARD

世界アンチ・ドーピング規程

治療使用特例に関する
国際基準

THERAPEUTIC USE EXEMPTIONS

2021年1月1日発効



**WORLD
ANTI-DOPING
AGENCY**
play true



WORLD ANTI-DOPING CODE
INTERNATIONAL STANDARD

世界アンチ・ドーピング規程

**治療使用特例に関する
国際基準**

THERAPEUTIC USE EXEMPTIONS

2021年1月1日発効

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構

治療使用特例に関する国際基準

世界アンチ・ドーピング規程の「治療使用特例に関する国際基準」は、世界アンチ・ドーピング・プログラムの一環として策定された義務的な国際基準である。本国際基準は、署名当事者、公的機関、その他関連するステークホルダーと協議の上で策定された。

「治療使用特例に関する国際基準」は、2004年に初めて採択され、2005年1月1日に発効した。その後、本国際基準は6回改訂された。一回目の改定は2009年1月に発効し、二回目の改定は2010年1月に発効し、三回目の改定は2011年1月に発効し、四回目の改定は2015年1月に発効し、五回目の改定は2016年1月に発効し、六回目の改定は2019年1月に発効した。改定版は、2019年11月7日、カトヴィツェにて、WADA常任理事会によりスポーツにおけるドーピングに関する世界会議にて承認され、2021年1月1日に発効する。

発行：

World Anti-Doping Agency
Stock Exchange Tower
800 Place Victoria (Suite 1700)
PO Box 120
Montreal, Quebec
Canada H4Z 1B7

www.wada-ama.org

Tel: + 1 514 904 9232
Fax: + 1 514 904 8650
E-mail: code@wada-ama.org

目次

第1部：序論、世界規程の条項、国際基準の条項及び定義	4
1.0 序論及び適用範囲.....	4
2.0 世界規程の条項.....	4
3.0 定義及び解釈.....	4
第2部：TUEの付与に関する基準及び手続	11
4.0 TUEの取得.....	11
5.0 アンチ・ドーピング機関のTUEに関する責任.....	14
6.0 TUE申請手続.....	17
7.0 TUE承認手続.....	20
8.0 TUE決定に関するWADAの審査.....	21
9.0 情報の守秘.....	23
付属文書1：世界規程第4.4項 フローチャート	25

第 1 部：序論、世界規程の条項、国際基準の条項及び定義

1.0 序論及び適用範囲

「治療使用特例に関する国際基準」は、世界アンチ・ドーピング・プログラムの一環として策定された義務的な国際基準である。

「治療使用特例に関する国際基準」の目的は、(a) 治療上の理由のために、禁止物質が競技者の検体内に存在すること、又は、治療上の理由のための禁止物質又は禁止方法の使用若しくは使用の企て、保有、及び／又は投与若しくは投与の企てを許可する、治療使用特例（又は TUE）が付与されるために充足しなければならない条件、(b) TUE の決定及び決定の通知に関してアンチ・ドーピング機関に課せられる責任、(c) 競技者が TUE を申請するための手続、(d) 競技者が一つのアンチ・ドーピング機関により付与された TUE について、別のアンチ・ドーピング機関から承認を受けるための手続、(e) WADA が TUE 決定を審査するための手続、並びに (f) TUE に関する手続に適用される厳格な守秘条項を定めることにある。

世界規程に示された定義で、本国際基準において用いられる用語は、イタリック体にて示すものとする。本国際基準又は他の国際基準に示されている追加定義の用語には下線を引くものとする。

2.0 世界規程の条項

2021 年版世界規程における以下の条項は、「治療使用特例に関する国際基準」に直接関係し、世界規程を参照することにより取得することができる。

世界規程 第 4.4 項 治療使用特例（「TUE」）

世界規程 第 13.4 項 TUE に関連する不服申立て

3.0 定義及び解釈

3.1 2021 年度版世界規程の定義語で、本「治療使用特例に関する国際基準」において使用されているもの

「ADAMS」とは、アンチ・ドーピング管理運営システムであり、データ保護に関する法とあいまって、関係者及び WADA のアンチ・ドーピング業務を支援するように設計された、データの入力、保存、共有、報告をするためのウェブ上のデータベースによる運営手段をいう。

「**投与**」とは、他の人による、**禁止物質**又は**禁止方法**の、提供、供給、管理、促進、その他**使用**又は**使用の企て**への参加をいう。但し、当該定義は、真正かつ適法な治療目的その他認められる正当理由のために**使用**された**禁止物質**又は**禁止方法**に関する誠実な医療従事者の行為を含まないものとし、又、当該**禁止物質**が真正かつ適法な治療目的のために意図されたものでないこと若しくは競技力を向上させるために意図されたものであることについて状況全体から立証された場合を除き、当該定義は、**競技会外の検査**において**禁止されない禁止物質**に関する行為を含まないものとする。

「**違反が疑われる分析報告**」とは、WADA 認定分析機関又は「分析機関に関する**国際基準**」に適合する WADA 認定分析機関又は WADA 承認分析機関からの報告のうち、**禁止物質**又はその**代謝物**若しくは**マーカー**の存在が**検体**において確認されたもの、又は**禁止方法の使用**の**証拠**が**検体**において確立されたものをいう。

「**アンチ・ドーピング機関**」とは、ドーピング・コントロール手続の開始、実施又は執行に関する規則を採択する責任を負う WADA 又は署名当事者をいう。具体例としては、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、その他の自己の**競技大会**において**検査**を実施する**主要競技大会機関**、**国際競技連盟**、**国内アンチ・ドーピング機関**が挙げられる。

「**競技者**」とは、国際レベル（定義については各**国際競技連盟**が定める。）又は国内レベル（定義については各**国内アンチ・ドーピング機関**が定める。）のスポーツにおいて**競技するすべての人**をいう。**アンチ・ドーピング機関**は、**国際レベルの競技者**又は**国内レベルの競技者**のいずれでもない**競技者**につき、**アンチ・ドーピング規則**を適用することによりこれらの者を「**競技者**」の定義に含める裁量を有する。**国際レベルの競技者**又は**国内レベルの競技者**のいずれでもない**競技者**につき、**アンチ・ドーピング機関**は以下の事項を行う**選択権**を有する。限定した**検査**を行い若しくは**検査**を行わないこと、すべての**禁止物質**を対象として網羅的に分析するのではなく、その一部について**検体分析**を行うこと、限定的な居場所情報を要請し若しくは居場所情報を要請しないこと、又は、事前の**TUE**を要請しないこと。但し、**アンチ・ドーピング機関**が、**国際レベル**又は**国内レベル**に至らずに**競技する競技者**につき**検査**する**権限**を行使することを**選択し**、当該**競技者**が第2.1項、第2.3項又は第2.5項の**アンチ・ドーピング規則違反**を行った場合には、**本規程**に定める**措置**が適用されなければならない。第2.8項及び第2.9項並びに**アンチ・ドーピング情報及び教育**との関係では、**本規程**を受諾している**署名当事者**、**政府**その他のスポーツ団体の傘下において**競技に参加する人**は、**競技者**に該当する。

「**競技者の解説**」：スポーツに参加する個人は5つの区分のうち一つに該当すると判断して差し支えない。1) **国際レベルの競技者**、2) **国内レベルの競技者**、3) **国際レベル**又は**国内レベルの競技者**ではないが**国際競技連盟**又は**国内アンチ・ドーピング機関**が**権限**を行使することを**選択した個人**、

4) レクリエーション競技者、及び、5) 国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関が権限を行使せず、又は権限を行使することを選択していない個人。すべての国際レベル又は国内レベルの競技者は本規程のアンチ・ドーピング規則の適用の対象となるが、国際レベル及び国内レベルの競技の厳密な定義は、国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関のアンチ・ドーピング規則が各々定める。]

「**企て**」とは、アンチ・ドーピング規則違反に至ることが企図される行為の過程における実質的な段階を構成する行動に意図的に携わることをいう。但し、企てに関与していない第三者によって察知される前に人が当該企てを放棄した場合には、違反を行おうとした当該違反の企てのみを根拠としてアンチ・ドーピング規則違反があったことにはならない。

「**CAS**」とは、スポーツ仲裁裁判所をいう。

「**本規程**」とは、世界アンチ・ドーピング規程をいう。

「**競技会**」とは、一つのレース、試合、ゲーム又は単独のスポーツでの競争をいう。具体例としては、バスケットボールの試合又はオリンピックの陸上競技 100 メートル走の決勝戦が挙げられる。段階的に進められる競争及びその他のスポーツ競技のうち日々又はその他の中間的な基準で賞が授与されるものについては、適用される国際競技連盟の規則において**競技会**と**競技大会**との区別が定められる。

「**競技大会**」とは、単一の所轄組織の下で実施される一連の個別**競技会**のことをいう（例、オリンピック競技大会、国際競技連盟の世界選手権大会、パンアメリカン大会）。

「**競技会（時）**」とは、**競技者**が参加する予定の**競技会**の前日の午後 11 時 59 分に開始され、当該**競技会**及び**競技会**に関係する検体採取手続の終了までの期間をいう。但し、国際競技連盟が特定の競技のために異なる定義が必要であることの説得力ある正当化事由を提供した場合には、WADA は当該競技のために代わりの定義を承認することができる。WADA が当該承認を行った場合には、当該特定の競技について、すべての**主要競技大会機関**はかかる代わりの定義に従うものとする。

[**競技会（時）**の解説：**競技会（時）**について普遍的に受諾された定義を有することは、すべての競技にわたり**競技者**間のより大きな調和をもたらし、**競技会（時）**検査の該当する時間枠に関する**競技者**間の混乱を除去し又は減少させ、**競技大会**中の**競技会**間における不注意による違反が疑われる分析報告を回避し、**競技会**外で禁止される物質からもたらされる潜在的な**競技力**向上の利益が**競技会**期間に持ち越されることを防ぐのに資するものである。]

「**国際競技大会**」とは、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、主

要競技大会機関又はその他の国際的スポーツ団体が当該競技大会の所轄組織であるか、又は、当該競技大会に関してテクニカルオフィシャルを指名している競技大会又は競技会をいう。

「**国際レベルの競技者**」とは、「検査及びドーピング調査に関する**国際基準**」に適合し、各国際競技連盟の定義する、国際レベルにおいて競技する**競技者**をいう。

〔国際レベルの競技者の解説：国際競技連盟は、「検査及びドーピング調査に関する**国際基準**」に適合する限り、**競技者**を国際レベルの**競技者**に分類する上で使用する**基準**（例えば、ランキング、特定の国際競技大会への参加、ライセンスの種類など）を自由に決定することができる。但し、国際競技連盟は、**競技者**が国際レベルの**競技者**に分類されたときは、**競技者**にてこれを速やかにかつ容易に確認できるよう、当該**基準**を明確かつ簡潔な様式で公表しなければならない。例えば、当該**基準**が特定の国際競技大会への参加を含む場合には、当該国際競技連盟はそれらの国際競技大会の一覧を公開しなければならない。〕

「**国際基準**」とは、本規程を支持する目的でWADAによって採択された**基準**をいう。（他に採りうる**基準**、慣行又は手続とは対立するものとして）**国際基準**を遵守しているというためには、**国際基準**に定められた手続を適切に実施していると判断されることが必要である。**国際基準**は、**国際基準**に基づき公表されたテクニカルドキュメントを含むものとする。

「**主要競技大会機関**」とは、国内オリンピック委員会の大陸別連合及びその他の複数のスポーツを所轄する国際的な機関であって、大陸、地域又はその他の**国際競技大会**の所轄組織として機能する機関をいう。

「**国内アンチ・ドーピング機関**」とは、国内において、アンチ・ドーピング規則の採択及び実施、検体採取の指示、検査結果の管理並びに**結果管理**の実施に関して第一位の権限を有し、責任を負うものとして国の指定を受けた団体をいう。関連当局によって当該指定が行われなかった場合には、当該国の国内オリンピック委員会又はその指定を受けた者が**国内アンチ・ドーピング機関**となる。

「**国内レベルの競技者**」とは、「検査及びドーピング調査に関する**国際基準**」に適合する、各国内アンチ・ドーピング機関が定義する、国内レベルで競技する**競技者**をいう。

「**競技会外**」とは、**競技会**（時）以外の期間をいう。

「**保有**」とは、実際に物理的に保有している状態又は擬制保有をいう（これに該当するものは、**禁止物質**若しくは**禁止方法**に対して、又は、**禁止物質**若しくは**禁止方法**が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼし、又は、支配を及ぼすことを意図している場合に限られる。）。但し、**禁止物質**若しくは**禁止方法**に対して、又は、**禁止物質**若しくは**禁止方法**が存在する場所に対して、人が

排他的に支配を及ぼしていない場合には、当該人が禁止物質又は禁止方法の存在を知っており、かつ、これに対して支配を及ぼす意図があった場合のみが擬制保有に該当する。但し、人が、アンチ・ドーピング規則に違反した旨の通知（種類は問わない。）を受ける前に、アンチ・ドーピング機関に対する明確な表明により、保有の意思がなく、保有を放棄した旨を証明する具体的な行為を起していた場合には、当該保有のみを根拠としてアンチ・ドーピング規則違反があったことにはならない。本定義における異なる記載にかかわらず、禁止物質又は禁止方法の購入（電子的その他の方法を含む。）は、当該購入者による保有を構成する。

[保有の解説：本定義に基づき、競技者の車内において蛋白同化ステロイド薬が発見された場合、第三者がその自動車を用いていた旨を当該競技者が証明できなければ、違反が成立する。この場合、アンチ・ドーピング機関は、競技者本人が当該自動車を排他的に支配できない状態にあったとしても競技者は蛋白同化ステロイド薬の存在を知っており、蛋白同化ステロイド薬に支配を及ぼす意図があったということを証明しなければならない。同様に、競技者とその配偶者が共同で管理している自宅の薬棚に蛋白同化ステロイド薬が発見された場合には、アンチ・ドーピング機関は、薬棚の中に蛋白同化ステロイド薬が存在することを競技者が知っており、蛋白同化ステロイド薬に支配を及ぼす意図があったことを証明しなければならない。禁止物質を購入する行為自体は、例えば、製品が届かず、他人がこれを受領し、又は、第三者の住所に送付された場合でも、保有を構成する。]

「**禁止表**」とは、禁止物質及び禁止方法を特定した表をいう。

「**禁止方法**」とは、禁止表に記載された方法をいう。

「**禁止物質**」とは、禁止表に記載された物質又は物質の分類をいう。

「**レクリエーション競技者**」とは、該当する国内アンチ・ドーピング機関によりレクリエーション競技者として定義される自然人をいう。但し、当該用語は、アンチ・ドーピング規則違反を行う前の5年間の内に、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に適合して各国際競技連盟が定義する）国際レベルの競技者若しくは（「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に適合して各国内アンチ・ドーピング機関が定義する）国内レベルの競技者であった人、オープン・カテゴリーで国際競技大会においていずれかの国を代表した人、又は、国際競技連盟若しくは国内アンチ・ドーピング機関により維持された登録検査対象者リスト若しくは他の居場所情報リストに含まれた人を含まないものとする。

[レクリエーション競技者の解説:「オープン・カテゴリー」という用語は、ジュニア又は年齢グループ区分に限定される競技会を除くことを意図している。]

「**結果管理**」とは、「結果管理に関する国際基準」の第5条に従った通知又は特定の事案（例えば、非定型報告、アスリート・バイオロジカル・パスポート、居場所情報関連義務違反）において「結果管理に関する国際基準」の第5条に明示的に規定される当該通知前手順から、責任追及過程を通じて第一審又は（不服申立てがあった場合には）不服申立て段階における聴聞手続の終了を含む案件の終局的な解決までの時間枠を包含する過程をいう。

「**検体**」又は「**標本**」とは、ドーピング・コントロールにおいて採取された生体物質をいう。

[検体又は標本の解説：一定の宗教的又は文化的集団においては、血液検体の採取は信条に反すると主張されることがあるが、当該主張には根拠がないものとされている。]

「**検査**」とは、ドーピング・コントロール手続のうち、検査配分計画の立案、検体の採取、検体の取扱い並びに分析機関への検体の搬送を含む部分をいう。

「**治療使用特例 (TUE)**」とは、医療上の症状を有する競技者が禁止物質又は禁止方法を使用することを認めるものである。但し、第4.4項及び「治療使用特例に関する国際基準」に定める条件が充足される場合に限る。

「**使用**」とは、いずれの禁止物質又は禁止方法において、手段を問わず、これを利用し、塗布し、服用し、注入し若しくは摂取することをいう。

「**WADA**」とは、世界アンチ・ドーピング機構をいう。

3.2 「プライバシー及び個人情報保護に関する国際基準」の定義語

「**個人情報**」とは、個人が特定された若しくは特定可能な参加者又は専らアンチ・ドーピング機関によるアンチ・ドーピング活動に関してのみその情報が処理されるその他の人に関連する情報で、機微な個人情報を含むが、これに限られない情報をいう。

[個人情報の解説：個人情報は、競技者の氏名、生年月日、詳細な連絡先及び所属しているスポーツ団体、居場所情報、（該当する場合）指定されたTUE、アンチ・ドーピング検査結果並びに結果管理（規律のための聴聞会、不服申立て及び制裁措置を含む。）に関する情報を含むが、これに限られないものと理解されている。個人情報はさらに、アンチ・ドーピング活動において競技者と協働し、競技者を治療し、又は支援する医学専門家及びその他の人などに関する、個人についての詳細な情報及び連絡先の情報も含む。当該情報が処理されるすべての期間において、関係する個人が

組織化されたスポーツに関係し続けるか否かを問わず、当該情報は個人情報であり続け、本国際基準による規制を受ける。]

「処理」（並びにその同族語である、「処理する」及び「処理される」）とは、個人情報を収集し、アクセスし、保持し、保管し、開示し、移転し、伝送し、修正し、削除し、又はその他の方法により利用することをいう。

3.3 「治療使用特例に関する国際基準」に固有の定義語

「治療」とは、薬物又は医学的方法により、疾患に対し、処置を行うこと若しくはその処置に関係すること、又は、治療の提供若しくは援助することをいう。

「治療使用特例専門委員会（又は「TUEC」）とは、アンチ・ドーピング機関がTUEの申請を検討するために設置する専門委員会をいう。

「WADA TUEC」とは、他のアンチ・ドーピング機関のTUE決定を審査するためにWADAが設置する専門委員会をいう。

3.4 解釈

3.4.1 「治療使用特例に関する国際基準」の正文は、英語及びフランス語で公表されるものとする。英語版とフランス語版との間に矛盾が生じた場合には、英語版が優先するものとする。

3.4.2 世界規程と同様に、「治療使用特例に関する国際基準」は、比例性の原則、人権、その他の適用される法理を考慮して起草されている。本国際基準は、それらに照らして解釈され、適用されるものとする。

3.4.3 「治療使用特例に関する国際基準」の各条項に注釈として付された解説は、本国際基準を解釈するために用いられるものとする。

3.4.4 別途明示される場合を除き、条項への言及は、いずれもこの「治療使用特例に関する国際基準」の条項に対する言及である。

3.4.5 「治療使用特例に関する国際基準」に使用されている「日」という用語は、別段明示される場合を除き、暦日をいうものとする。

3.4.6 「治療使用特例に関する国際基準」の付属文書は、国際基準のその他の部分と同様に義務的事項である。

第 2 部：TUE の付与に関する基準及び手続

4.0 TUE の取得

4.1 治療目的のための禁止物質又は禁止方法の使用が必要である競技者は、当該物質及び方法の使用又は保有の前に、第 4.2 項に基づき、TUE を申請し、取得しなければならない。

しかしながら、競技者は、以下の例外の 1 つが適用される場合、TUE を遡及的に申請することができる（但し、依然として第 4.2 項の条件を満たさなければならない）。

- a) 医学的状態の救急又は緊急の治療が必要であった；
- b) 検体採取の前に、競技者が TUE の申請を提出すること（又は TUEC がこれを検討すること）の妨げとなる、時間や機会の不足、又は他の例外的な事情があった；
- c) 国家レベルでの特定のスポーツの優先により、当該競技者を管轄する国内アンチ・ドーピング機関が当該競技者に対し、将来効を有する TUE の申請を許可せず、又は要請しなかった（第 5.1 項の解説を参照すること）；
- d) アンチ・ドーピング機関が国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者でない競技者から検体を採取することを選択する場合において、当該競技者が治療目的のために禁止物質又は禁止方法を使用しているときには、当該アンチ・ドーピング機関は当該競技者につき遡及的 TUE を申請することを許可しなければならない；又は
- e) 競技者が治療目的のために、競技会（時）においてのみ禁止された禁止物質を競技会外で使用した。

[第 4.1 項 (c)、(d) 及び (e) の解説：当該競技者は、検体採取後に遡及的な TUE の申請が必要な場合には、第 4.2 項に定める TUE の条件が充足されていることを証明するための医療記録を作成し、準備しておくことが強く推奨される。]

[第 4.1 項 (e) の解説：これは、競技者が治療目的のために競技会（時）においてのみ禁止された物質を競技会外で使用しているが、当該物質が競技会（時）にその体内にとどまるおそれがあるという状況に対処することを目的とする。そのような場合には、アンチ・ドーピング機関は、競技者が遡及的な TUE を申請することを許可しなければならない（当該競技者が事前に申請していない場合）。これはまた、アンチ・ドーピング機関が、必要ではない可能性のある事前の TUE 申請を評価しなければならないことを防止することを目的とする。]

4.2 競技者は、証拠の優越^(※)により、次の各条件が満たされたことを証明した場合に（のみ）、TUE を付与される。

- a) 関連する臨床的証拠による裏付けのもと、診断された疾患を治療するために当該禁止物質又は禁止方法が必要であること。

[第 4.2 項 (a) の解説：禁止物質又は禁止方法の使用は、治療それ自体だけではなく、必要な診断検査の一環としてなされうる。]

- b) 禁止物質又は禁止方法の治療使用が、証拠の優越により、疾患の治療の後に回復すると予想される競技者の通常健康状態以上に、追加的な競技力を向上させないであろうこと。

[第 4.2 項 (b) の解説：競技者の通常健康状態は、個人ごとに決定される必要がある。ある特定の競技者の通常健康状態は、当該競技者が TUE を求めている疾患を除いた健康状態である。]

- c) 禁止物質又は禁止方法がその医学的状态に対して適応となる治療法であり、かつ、合理的に許容される代替の治療法が存在しないこと。

[第 4.2 項 (c) の解説：医師は、選択された治療が最も適切であった理由を、例えば、経験、副作用プロファイル、又は、該当する場合には、地理的に特有の診療及び医薬品の利用可能性を含む、その他の医学的根拠及び治療へアクセスする能力に基づいて説明しなければならない。さらに、禁止物質又は禁止方法を使用する前に代替案を試して、効果が十分でないことを確認する必要は必ずしもない。]

- d) 当該禁止物質又は禁止方法を使用する必要性が、使用当時に禁止されていた物質又は方法を、(TUE を取得せずに) 以前に使用したことの結果（全面的か部分的かを問わない。）として生じたものではないこと。

[第 4.2 項の解説：WADA のウェブサイトに掲載される「TUE 医師ガイドライン」と題する WADA の文書は、これらの基準を特定の疾患に適用する際の一助として用いるべきである。

(※) 「証拠の優越」とは、当事者に対して求められる証明の程度についての基準のひとつであり、訴訟等の各当事者が提出した証拠をすべて検討した後に、当該証拠によって証明しようとする事実の存在する可能性が存在しない可能性よりも高いという心証が（判断権者によって）得られた状態をいう。わが国の民事裁判実務においては、事実の立証に求められる証明の程度としては、いわゆる「裁判官の確信」や「高度の蓋然性」という高い水準が要求されているが、「証拠の優越」という基準は、そこまでの証明を求めるものではない。

TUE の付与は、第 4.2 項に定める条件の検討のみに基づく。禁止物質又は禁止方法がもっとも臨床的に適切若しくは安全であるか、又はその使用がすべての法域において適法かを検討するものではない。

国際競技連盟又は主要競技大会機関の TUEC が、他のアンチ・ドーピング機関により付与された TUE を承認するか否かを決定する場合（第 7 条を参照すること）、及び WADA が TUE を付与する（付与しない）決定を審査する場合（第 8 条を参照すること）、問題となるのは、第 6 条に基づく TUE の申請を検討している TUEC と同様である。すなわち、競技者が第 4.2 項に定められる各条件が満たされていることを証拠の優越により証明したかが問題となる。]

4.3 例外的な状況において、また、本「治療使用特例に関する国際基準」における他の条項にもかかわらず、世界規程の目的を考慮すると、濶及的な TUE を付与しないことが明らかに不公正である場合には、競技者は、その禁止物質又は禁止方法の治療使用のための濶及的な許可を申請し、付与されることができる。国際レベルの競技者及び国内レベルの競技者のため、アンチ・ドーピング機関は、本項に従い、WADA の事前の承認のみをもって、競技者の濶及的な TUE の申請を認めることができる（また、WADA は、その絶対的な裁量において、当該アンチ・ドーピング機関の決定に同意し、又は当該決定を拒絶することができる）。

国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者以外の競技者のため、関連するアンチ・ドーピング機関は、本項に従い、WADA と先に協議することなく、競技者の濶及的な TUE の申請を認めることができる。しかしながら、WADA はいつでも本項に基づく濶及的な TUE を付与する旨のアンチ・ドーピング機関の決定を審査することができ、その絶対的な裁量において当該決定に同意し、又は当該決定を取り消すことができる。

本項に基づき WADA 及び／又はアンチ・ドーピング機関によって行われた決定は、アンチ・ドーピング規則違反にかかる手続における抗弁として、又は、不服申立ての方法により若しくはその他の方法により、争うことができない。

本第 4.3 項に基づくアンチ・ドーピング機関によるすべての決定は、TUE を付与するものであるか却下するものであるかにかかわらず、第 5.5 条に従って ADAMS を通じて報告されなければならない。

[第 4.3 項の解説：疑義を避けるために付言すると、第 4.2 項の条件が満たされていない場合であっても、第 4.3 項に基づき濶及的な承認が与えられることがある（但し、当該条件（第 4.2 項の条件）が満たされていることは関連する検討事項となる）。その他の関連する要因には、競技者が事前に申請しなかった理由、競技者の経験、競技者がドーピング・コントロール・フォームにおいて当該物質又は方法の使用を申告したか否か、及び競技者の TUE が最近満了したことが含まれる。WADA は、決定に当たり、その裁量により、WADA TUEC の構成員と協議することができる。]

5.0 アンチ・ドーピング機関の TUE に関する責任

5.1 世界規程第 4.4 項は、以下を定める。(a) いずれのアンチ・ドーピング機関が、TUE 決定を行う権限を有するか、(b) これらの TUE 決定が、他のアンチ・ドーピング機関によって、どのように承認され、尊重されるべきか、並びに (c) TUE 決定に対して、いつ審査及び／又は不服申立てができるか。

[第 5.1 項の解説：世界規程第 4.4 項の主要な条項を要約したフローチャートについては、「付属文書 1—世界規程第 4.4 項 フローチャート」を参照すること。

(「検査及びドーピング調査に関する国際基準」第 4.4.1 項により企図されたとおり) 国の政策上の要請及び重要課題により、国内アンチ・ドーピング機関が、検査配分計画において、あるスポーツを他に比して優先させる場合、国内アンチ・ドーピング機関は、一部又はすべての優先されないスポーツの競技者からの TUE の事前申請に関する検討を差し控えることができる。但し、この場合、当該国内アンチ・ドーピング機関は、その後、検体を採取された競技者において、適時的 TUE の申請を可能としなくてはならない。国内アンチ・ドーピング機関は、影響を受ける競技者の利益のために、自身のウェブサイトにおいて当該方針を公表しなければならない。

世界規程第 4.4.2 項は、国際レベルの競技者ではない競技者に関して TUE 決定を行う国内アンチ・ドーピング機関の権限を定める。いずれの国内アンチ・ドーピング機関が、国際レベルでない競技者の TUE 申請を扱うべきかにつき争いがある場合は、WADA が決定する。WADA の決定は終局的なものであり、不服申立ての対象とならない。]

5.2 疑義を避けるために付言すると、国内アンチ・ドーピング機関が TUE を競技者に付与する場合には、TUE は国内レベルでは世界規模で有効であり、第 7.0 項に基づき他の国内アンチ・ドーピング機関により正式に承認される必要はない (例えば、競技者が国内アンチ・ドーピング機関により TUE を付与され、その後、他の国内アンチ・ドーピング機関が管轄する国においてトレーニング又は競技を行う場合に、当該競技者が当該他の国内アンチ・ドーピング機関により検査されたときは、当該 TUE は有効となる)。

5.3 各国内アンチ・ドーピング機関、国際競技連盟及び主要競技大会機関は、TUE の付与又は承認を求める申請が、第 4.2 項に定める条件を充足するか否かを検討するために TUEC を設置しなければならない。

[第 5.3 項の解説：疑義を避けるために付言すると、第 4.1 項及び第 4.3 項に規定された条件が満たされているか否かは、関連するアンチ・ドーピング機関が、TUEC の構成員と協議の上、判断することができる。

主要競技大会機関は、既存の TUE を自動的に承認することを選択できるが、当該競技大会に参加する競技者が、必要が生じた場合に新規の TUE を取得するための仕組みは存在しなければならない。上記の目的のために独自の TUEC を設置するか、合意により第三者に当該業務を委託するかについては、各主要競技大会機関に任される。これらすべての場合において、その目的は、当該競技大会で競技する競技者が、競技前に、迅速かつ効率的に TUE を取得できることの確保である。]

- a) TUEC には、競技者の治療及び処置に経験を有し、かつ臨床医学、スポーツ医学及び運動医学の正しい知識を有する医師を少なくとも 3 名含めるべきである。特定の専門知識が必要とされる場合（例えば、障がいのある競技者について物質又は方法が競技者の障がいに関係する場合）においては、TUEC の構成員又は専門家のうち少なくとも 1 名は、当該専門知識を有する者であるべきである。医師である構成員 1 名が TUEC の審査長の役割を果たすべきである。
- b) 決定の公平性を確保するため、TUEC の全構成員は、利益相反及び守秘義務宣誓書に署名しなければならない(宣誓書のひな型は WADA のウェブサイト上で入手可能である)。

5.4 各国内アンチ・ドーピング機関、国際競技連盟及び主要競技大会機関は、本国際基準の要件に適合した TUE を TUEC に申請するための手続として明確な手続を定めなければならない。各国内アンチ・ドーピング機関、国際競技連盟及び主要競技大会機関は、(少なくとも)自身のウェブサイト上の目立つ場所に情報を掲載し、かつ、WADA に当該情報を送付することにより、当該手続の詳細を公表しなければならない。WADA は、自らのウェブサイト上でも同じ情報を公表することができる。

5.5 各国内アンチ・ドーピング機関、国際競技連盟及び主要競技大会機関は、ADAMS を通して、可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合にも決定の受領後 21 日以内に、TUE を付与又は却下した TUEC のすべての決定及び他のアンチ・ドーピング機関の TUE 決定を承認又は不承認としたすべての決定を、(英語又はフランス語で)速やかに報告しなければならない。TUE を却下した決定は当該却下の理由の説明を含むものとする。付与された TUE に関して、(英語又はフランス語で)報告される情報は、以下のものを含むものとする。

- a) 競技者が第 4.1 項に基づき遡及的に TUE の申請を認められたか否か、及びその理由の説明、又は競技者が第 4.3 項に基づき TUE の申請を認められ、TUE が遡及的に付与されたか否か、及びその理由の説明
- b) TUE が認められた物質又は方法、許された投与量、投与頻度、投与経路、TUE の期間（及び、異なる場合には所定の治療期間）並びに TUE に関連して課されたすべての条件、並びに

- c) TUE 申請書式及び当該 TUE に関して第 4.2 項の条件が充足されることを立証する関連診断情報（当該情報にアクセス権を有するのは、WADA、当該競技者を管轄する国内アンチ・ドーピング機関、国際競技連盟及び競技者が競技することを希望する競技大会を組織する主要競技大会機関のみとする。）。

[第 5.5 項の解説：TUE 申請書式は、アンチ・ドーピング機関によって他の言語に翻訳されることができ、原典の英語又はフランス語は、当該様式に残されなければならない、また、当該内容の英語又はフランス語による翻訳文が提供されなければならない。]

診断検査、臨床検査結果及び検査値を含む医療ファイルはそのすべてが提供されなければならないが、英語又はフランス語に翻訳される必要はない。しかし、診断を明確に確定するために十分な情報と共に、すべての重要な情報（重要な診断検査を含む）の翻訳された要旨を ADAMS に入力しなければならない。本要旨は、医療情報を適切に理解し、要約するために、医師又はその他の十分な医学的知識を有する者が作成することが強く推奨される。要求に応じて、より詳細な翻訳又は完全な翻訳が関連するアンチ・ドーピング機関又は WADA によって要請されることがある。]

5.6 国内アンチ・ドーピング機関が競技者に TUE を付与したときは、(a) 当該 TUE は国内レベルでのみ有効であること、及び (b) 当該競技者が国際レベルの競技者になった場合、又は国際競技大会において競技する場合は、第 7.0 項に従って関係する国際競技連盟又は主要競技大会機関により承認されない限り、当該 TUE は当該目的の下では有効とならないことを、当該競技者に対して、書面により警告しなければならない。その後、当該国内アンチ・ドーピング機関は、当該競技者が、国際競技連盟又は主要競技大会機関に対し、いつ、TUE の承認を求め TUE の申請を行う必要があるかについて、当該競技者の判断を支援し、また、承認手続において当該競技者を導き、支援しなければならない。

5.7 各国際競技連盟及び主要競技大会機関は以下の内容を明確に定めた通知を、（少なくとも自身のウェブサイト上の目立つ場所に掲載し、かつ、WADA に送付する方法により）公表し、かつ最新の状態としなければならない。(1) 管轄下の競技者のうちいかなる競技者が、いつ、TUE 申請を義務づけられるのか、(2) 他のアンチ・ドーピング機関の行った TUE 決定のうちいかなる決定が、第 7.1 項 (a) に従って、申請の代わりに自動的に承認されるのか、及び (3) 他のアンチ・ドーピング機関の行った TUE 決定のうちいかなる決定が、第 7.1 項 (b) に従って、承認のために提出されなければならないのか。

5.8 国内アンチ・ドーピング機関が競技者に TUE を付与し、当該競技者が、その後、国際レベルの競技者になるか、又は、国際競技大会において競技する場合は、関連する国際競技連盟が第 7.0 条に従って当該 TUE を承認しない限り、又は、承認するまでは、当該 TUE は有効とならないものとする。国際競技連盟が競技者に TUE を付与し、当該競技者が、その後、主要競技大会機関により開催された国際競技大会において競技する場合、関係する主要競技大会機関が第 7.0 条に従って

TUE を承認しない限り、又は、承認するまでは、当該 TUE は有効とならないものとする。結果として、国際競技連盟又は主要競技大会機関（該当する方）が当該 TUE の承認をしないときは、（競技者の審査請求の権利及び不服申立ての権利を前提として）国際競技連盟又は主要競技大会機関に対して、TUE に記載された禁止物質又は禁止方法の存在、使用、保有又は投与につき当該 TUE を弁明の理由とすることができない。

6.0 TUE 申請手続

6.1 TUE を必要とする競技者は、可及的速やかに申請するべきである。競技会（時）においてのみ禁止される物質の場合、緊急時又は例外的な状況でない限り、競技者は次の競技会の少なくとも 30 日前に TUE を申請するべきである。

6.2 競技者は、提示された TUE 申請書式を用いて、当該競技者を管轄する国内アンチ・ドーピング機関、国際競技連盟及び／又は主要競技大会機関（該当する方）に対し申請するべきである。アンチ・ドーピング機関は、競技者に使用させたい申請書式を自身のウェブサイトからダウンロード可能な状態にするものとする。当該申請書式は、WADA のウェブサイト上で入手可能な「TUE 申請書式」のひな型に基づくものでなければならない。ひな型は、追加情報の提供要請を盛り込む形でアンチ・ドーピング機関において修正することはできるが、セクション又は項目を削除することはできない。

[第 6.2 項の解説：状況によっては、競技者がどの国内アンチ・ドーピング機関に TUE を申請するべきか分からない場合がある。そのような場合には、競技者は、当該競技者が競技する（又は、当該競技者が加盟者若しくはライセンス保持者である）スポーツ組織の国の国内アンチ・ドーピング機関に対し、当該国内アンチ・ドーピング機関の規則により、当該競技者が当該国内アンチ・ドーピング機関の管轄に属するのかを判断するため、相談するべきである。

国内アンチ・ドーピング機関が、競技者がその TUE 管轄に属さないことを理由として、TUE 申請を評価することを拒絶した場合には、当該競技者は、その居住する国の国内アンチ・ドーピング機関（異なる場合）に相談するべきである。

競技者が依然として当該国内アンチ・ドーピング機関の管轄に属さない場合には、当該競技者は、当該競技者が公民権を有する国の国内アンチ・ドーピング機関（当該競技者が競技し、又は居住する場所と異なる場合）に相談するべきである。

競技者は、国内アンチ・ドーピング機関が TUE 管轄を有するか否かを判断するための支援を求めため、上述の国内アンチ・ドーピング機関のいずれに対しても連絡をとることができる。上述した国内アンチ・ドーピング機関のいずれもが TUE 管轄を有しない場合で、違反が疑われる分析報

告がなされたときは、当該競技者は、通常、結果管理権限を有するアンチ・ドーピング機関からの適及的な TUE の申請を許可されるべきである。WADA のウェブサイトの医療セクションの「どこに申請するべきか (Where to Apply?)」に関する要約フローチャートも参照すること。]

6.3 競技者は、同一の疾患に対する同一の禁止物質又は禁止方法の使用のために、複数のアンチ・ドーピング機関に TUE を申請することはできない。また、競技者は、同一の疾患に対する同一の禁止物質又は禁止方法の使用のために、同時に複数の TUE を保有することはできない（また、当該新たな TUE は、関連するアンチ・ドーピング機関により取り消されなければならない従前の TUE に取って代わる）。

6.4 競技者は、関連するアンチ・ドーピング機関に対し、ADAMS 又はその他当該アンチ・ドーピング機関が特定した方法により TUE 申請書式を提出するべきである。当該申請書式は処方医により署名され、最初に診断した医師の文書（可能な場合）、申請に関係するすべての診察所見、臨床検査及び画像検査の結果すべてを含む、包括的な病歴を添付しなければならない。

[第 6.4 項の解説：診断及び治療に関する情報は、WADA のウェブサイトに掲載される WADA の関連文書に基づくべきである。]

6.5 競技者は、TUE 申請書式並びに当該申請の根拠として提出したすべての資料及び情報の完全な写しを保持するべきである。

6.6 TUE 申請は、すべての関連文書を伴った、適切にすべて記載された申請書式を受領した後に初めて TUEC により検討されるものとする。不備のある申請は、不備を解消し、再提出をするために競技者に返却される。

6.7 TUEC は、追加情報、診察所見、画像検査又は競技者の申請を検討するために自らが必要と考えるその他の情報を、競技者又は競技者の医師に対して要求することができ、及び／又は、自らが適切であると考えられる場合には、他の医学的又は科学的専門家の支援を求めることができる。

6.8 TUE の申請及び TUEC の要求に従って行った TUE 申請に係る追加的行為に競技者が要した費用は、競技者が責任を持って負担する。

6.9 TUEC は可及的速やかに、かつ通常は（すなわち、例外的な状況がない限り）不備のない申請の受領から 21 日以内に、申請を認めるか否かを決定するものとする。TUE 申請が、競技大会より前に合理的な時間の余裕をもってなされた場合には、TUEC は競技大会開催に先立ち決定を行うべく最大限努力しなければならない。

6.10 TUEC の決定は、競技者に書面により通知されなければならない。また、第 5.5 項に従って、ADAMS を通して WADA 及び他のアンチ・ドーピング機関に利用可能とされなければならない。

6.11 すべての TUE は TUEC が決定した特定の期間を有し、当該期間の満了時に TUE は自動的に終了する。競技者が満了日後において、禁止物質又は禁止方法の使用の継続を必要とする場合は、当該競技者は、満了日前に申請に対する決定を行うための十分な時間があるように、当該満了日より十分前に新規の TUE の申請を提出しなければならない。

[第 6.11 項の解説：該当する場合には、有効期間は、「TUE 医師ガイドライン」と題する WADA の文書に基づくべきである。]

6.12 TUE を付与したアンチ・ドーピング機関によって課された要件又は条件を競技者が速やかに遵守しない場合には、TUE は期間満了前に撤回される。また、TUE は、WADA による審査又は不服申立てにより取り消されることがある。

6.13 対象の禁止物質に関する TUE が満了し、撤回され又は取り消された直後に、違反が疑われる分析報告がなされた場合、「結果管理に関する国際基準」第 5.1.1.1 項に従って違反が疑われる分析報告の最初の審査を行うアンチ・ドーピング機関は、当該報告が TUE の終了、撤回又は取消しの前の禁止物質の使用と整合するかについて、検討するものとする。仮に整合する場合、当該使用（及び競技者の検体の中に禁止物質が存在するといういかなる結果）はアンチ・ドーピング規則違反とはならない。

6.14 競技者に TUE が付与された後、当該競技者が禁止物質又は禁止方法について TUE において定められたものとは実質的に異なる投与量、投与頻度、投与経路及び投与期間を必要とする場合、当該競技者は、関連するアンチ・ドーピング機関に連絡をとらなければならない。当該アンチ・ドーピング機関は当該競技者が新規の TUE を申請する必要があるか否かを決定する。禁止物質又は禁止方法の存在、使用、保有又は投与が、付与された TUE の条件に整合しない場合、TUE を有している事実は、アンチ・ドーピング規則違反の判断をすることを妨げない。

[第 6.14 項の解説：ある疾患において、特に治療計画策定の初期段階又はインスリン依存性糖尿病等の状態において、投与量が変動する可能性があることが認識されている。このような潜在的な変動は、TUE において説明されるべきである。しかしながら、TUE において説明されていない変更が生じた場合には、競技者は、新規の TUE が必要か否かを判断するために、関連するアンチ・ドーピング機関に連絡しなければならない。]

7.0 TUE 承認手続

7.1 世界規程第 4.4 項は、アンチ・ドーピング機関に対し、第 4.2 項の条件を充足する、他のアンチ・ドーピング機関により付与された TUE を承認することを要請している。したがって、国際競技連盟又は主要競技大会機関の TUE を要求される対象となった競技者が既に TUE を有しているときは、当該競技者は国際競技連盟又は主要競技大会機関に新規の TUE を申請するべきではない。その代わり、

- a) 国際競技連盟又は主要競技大会機関は、第 5.5 項に従って TUE 決定が報告された場合には、世界規程第 4.4 項に従ってなされた TUE 決定（又は、例えば、特定のアンチ・ドーピング機関によりなされた決定、若しくは、特定の種類の禁止物質に関する決定等のような、決定に関する一定の種類）を自動的に承認する旨の通知を公表することができる。競技者の TUE が、TUE 付与の時点において、上記の方法により自動的に承認される TUE の分類に属する場合には、競技者は更なる対応を行うことを要しない。

[第 7.1 項 (a) の解説：競技者への負担を軽減するため、第 5.5 項に従って ADAMS に報告された TUE 決定については、自動承認を行うことが強く推奨される。国際競技連盟又は主要競技大会機関が当該決定のすべてに対して自動承認の付与を望まない場合でも、例えば、国際競技連盟若しくは主要競技大会機関が自動的に承認する TUE 決定を行うアンチ・ドーピング機関のリスト及び／又は国際競技連盟若しくは主要競技大会機関が自動的に TUE を承認する禁止物質のリストを公表し、最新の状態とすることにより、可能な限り多くの決定を自動承認するべきである。公表は、第 5.4 項に定める方法と同じ方法で行わなければならない。すなわち、当該公表内容は、国際競技連盟のウェブサイト上に掲載され、また、WADA 及び国内アンチ・ドーピング機関に送付されるべきである。]

- b) 自動承認がなされない場合、競技者は、当該国際競技連盟又は主要競技大会機関に対して、ADAMS 又は国際競技連盟若しくは主要競技大会機関が別途指定する方法を通して、TUE の承認請求を提出するものとする。（TUE を付与したアンチ・ドーピング機関が、第 5.5 項に従って、TUE 及び根拠資料を ADAMS 又は WADA が承認したその他システムを通して利用可能としない限り、）当該請求には、TUE 並びに元の TUE 申請書式及び第 6.4 項に言及される根拠資料の写しを添付するべきである。

7.2 不備のある TUE の承認請求は、不備を解消し、再提出をするために競技者に返却される。さらに、TUEC は、追加情報、診断所見、画像検査又は競技者の申請を検討するために自らが必要と考えるその他の情報を、競技者又は競技者の医師に対して要求することができ、及び／又は、自らが適切であると考えられる場合には、他の医学的又は科学的専門家の支援を求めることができる。

7.3 TUE の承認請求及び TUEC の要求に従って行った TUE の承認請求に係る追加的行為に競技者が要した費用は、競技者が責任を持って負担する。

7.4 TUEC は可及的速やかに、かつ通常は（すなわち、例外的な状況がない限り）不備のない承認請求の受領から 21 日以内に、TUE を承認するか否かを決定するものとする。当該請求が、競技大会より前に合理的な時間の余裕をもってなされた場合には、TUEC は競技大会開催に先立ち決定を行うべく最大限努力しなければならない。

7.5 TUEC の決定は、競技者に書面により通知され、また ADAMS を通して WADA 及び他のアンチ・ドーピング機関に利用可能とされる。TUE を承認しないとする決定には、不承認の理由の説明を含めなければならない。

7.6 国際競技連盟が国際レベルの競技者でない競技者の検査を選択する場合には、当該国際競技連盟は、当該競技者の国内アンチ・ドーピング機関により付与された TUE を承認しなければならない。但し、第 5.8 項及び第 7.0 項に従って、すなわち、競技者が国際競技大会において競技中であることを理由として、競技者が TUE の承認を申請することが要求される場合は、この限りでない。

8.0 TUE 決定に関する WADA の審査

8.1 世界規程第 4.4.6 項は、特定の事例においては、WADA が国際競技連盟の TUE 決定を審査しなければならないこと、及びその他の TUE 決定については審査することができることを規定する。いずれの場合も、第 4.1 項及び第 4.2 項の条件を充足するものであるかについて判断される。第 4.2 項の条件に関して、WADA は、当該審査を実行するために、第 5.3 項の要件を充足する WADA TUEC を設置するものとする。第 4.1 項の条件に関して、WADA はこれらを審査することができる（WADA は、その裁量により、WADA TUEC の構成員と協議することができる。）。

8.2 WADA に対する審査請求は、書面により提出されなければならない。また、かかる請求においては、WADA により定められた申請費用の支払いを伴わなければならない。かつ、第 6.4 項において定められたすべての情報（又は TUE の却下に関する審査の場合、元の TUE 申請に関連して競技者が提出したすべての情報）の写しを添付しなければならない。当該請求は、審査の対象となる決定を行ったアンチ・ドーピング機関、及び（競技者が当該審査を請求していない場合には）競技者に対して複写して交付されなければならない。

8.3 WADA が審査を義務づけられていない TUE 決定に関する審査請求の場合、WADA は、請求の受領後、実務上可及的速やかに、当該 TUE 決定を審査するか否かについて競技者に通知するものとする。TUE 決定を審査しないとする WADA によるすべての決定は、最終的なものであり、不服申立ての対象とならない。しかしながら、依然として TUE 決定は世界規程第 4.4.7 項の定め

従って不服申立ての対象となる。

8.4 WADA が審査を義務づけられた国際競技連盟の TUE 決定に関する審査請求の場合であっても、(a) 明確化のため（例えば、理由が決定書に明確に記載されていない場合）、及び／又は (b) 当該国際競技連盟による再検討のために（例えば、第 4.2 項の条件の充足の証明のために必要とされる医学的検査又はその他の情報が欠如することのみを理由として TUE が却下された場合）、WADA は当該国際競技連盟に決定を差し戻すことができる。

[第 8.4 項の解説：国際競技連盟が国内アンチ・ドーピング機関により付与された TUE の承認を第 4.2 項の条件の充足の証明のために必要とされる医学的検査又はその他の情報が欠如することのみを理由として拒否する場合には、当該事案を WADA に付託するべきではなく、記録は追完され、国際競技連盟に再提出されるべきである。]

8.5 審査請求が WADA TUEC に回付された場合は、WADA TUEC はアンチ・ドーピング機関及び／又は競技者に対して、第 6.7 項に記載された更なる所見を含む追加的な情報を求めることができるものとし、また、自らが適切と考える場合には医学的又は科学的専門家の支援を得ることができる。

8.6 WADA は第 4.1 項及び第 4.2 項の条件（該当する方）を充足しないすべての TUE の付与を取り消すものとする。取り消された TUE が（遡及的 TUE ではなく）将来効を有する TUE である場合、当該取消しは、WADA が特定した日（WADA の競技者への通知の日より前であってはならないものとする）から効果を有するものとする。当該取消しは、遡及的には適用されず、当該通知の前の競技者の結果は失効しないものとする。しかし、取り消された TUE が遡及的 TUE の場合、当該取消しの効果も遡及するものとする。

8.7 WADA は、TUE 申請が第 4.1 項及び第 4.2 項の条件（該当する方）を充足する場合、TUE の却下を取り消すものとし、すなわち、TUE を付与するものとする。

8.8 WADA は世界規程第 4.4.3 項に従って回付された国際競技連盟の決定を審査（すなわち義務的審査）する場合は、審査に「敗れた」（すなわち、アンチ・ドーピング機関の見解が支持されなかった）いかなるアンチ・ドーピング機関に対しても、(a)（該当する場合は）WADA に当該決定を回付した当事者に申請費用を補償し、及び／又は (b) 申請費用で補填されない範囲で、審査に関して WADA が負担した費用を支払うよう請求することができる。

8.9 WADA がその裁量において審査すると決定した TUE 決定を取り消した場合、WADA は、当該決定を行ったアンチ・ドーピング機関に対して、当該審査に関して WADA が負担した費用を支払うよう請求することができる。

8.10 該当する場合、WADA は、WADA TUEC の理由付き決定を、速やかに、競技者及び競技者を管轄する国内アンチ・ドーピング機関及び国際競技連盟（及び該当する場合は、主要競技大会機関）に通知するものとする。

9.0 情報の守秘

9.1 アンチ・ドーピング機関による TUE 手続における 個人情報の処理は、「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」に従うものとする。アンチ・ドーピング機関は、「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」及び適用法令に従い、当該処理について有効な法的権限又は根拠を有することを確保するものとする。

9.2 アンチ・ドーピング機関は、競技者による TUE の付与又は TUE の承認の申請に関連して、「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」第 7.1 項に従い、競技者に対し、以下の情報及びその他の関連情報を書面により通知するものとする。

- a) 本国際基準により記録を審査する権限を与えられた TUEC の全構成員、及び必要に応じて、他の独立の医学的又は科学的専門家、並びに TUE 申請の管理、審査若しくは不服申立てに関与する所要の職員全員（WADA 職員を含む。）に対して、当該申請に関する全情報が伝達されること；
- b) 競技者は、担当医に対し、TUEC が競技者の申請に関する検討及び決定を行うために必要と考えるすべての医療記録を、要請に応じて当該 TUEC に提出することを許可しなければならない；並びに、
- c) 申請に対する決定は、競技者に対して検査権限及び／又は結果管理権限を有するすべてのアンチ・ドーピング機関に利用可能とする。

[第 9.2 項の解説：アンチ・ドーピング機関が、TUE 手続に関連して個人情報を処理することについて競技者の同意に依拠している場合には、TUE の付与又は承認を申請する競技者は、書面により明示的な同意を上記機関に与えるものとする。]

9.3 TUE 申請は、医療における厳格な守秘義務の原理原則に基づいて行われるものとする。関連するすべての TUEC の構成員、助言を求められた独立した専門家、及びアンチ・ドーピング機関の関連する職員は、厳格な守秘義務をもってその手続に関連する活動を行い、適切な機密保持契約書に署名するものとする。これらの者は、特に以下の各情報について守秘義務を負う。

a) 競技者及び競技者の治療に関与する医師から提供された医療情報、及び

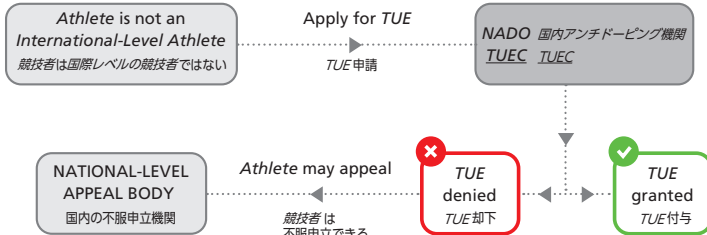
b) 当該手続に関与した医師の氏名を含む申請に関する詳細情報

9.4 競技者に代わって医療記録を取得できる TUEC の権利につき、競技者が撤回を望む場合、当該競技者は、担当医に対して、その旨を書面で通知するものとする。但し、その撤回の結果、競技者の *TUE* の申請又は既存の *TUE* の承認の申請は、許可・承認されることなく撤回されたものとみなされる。

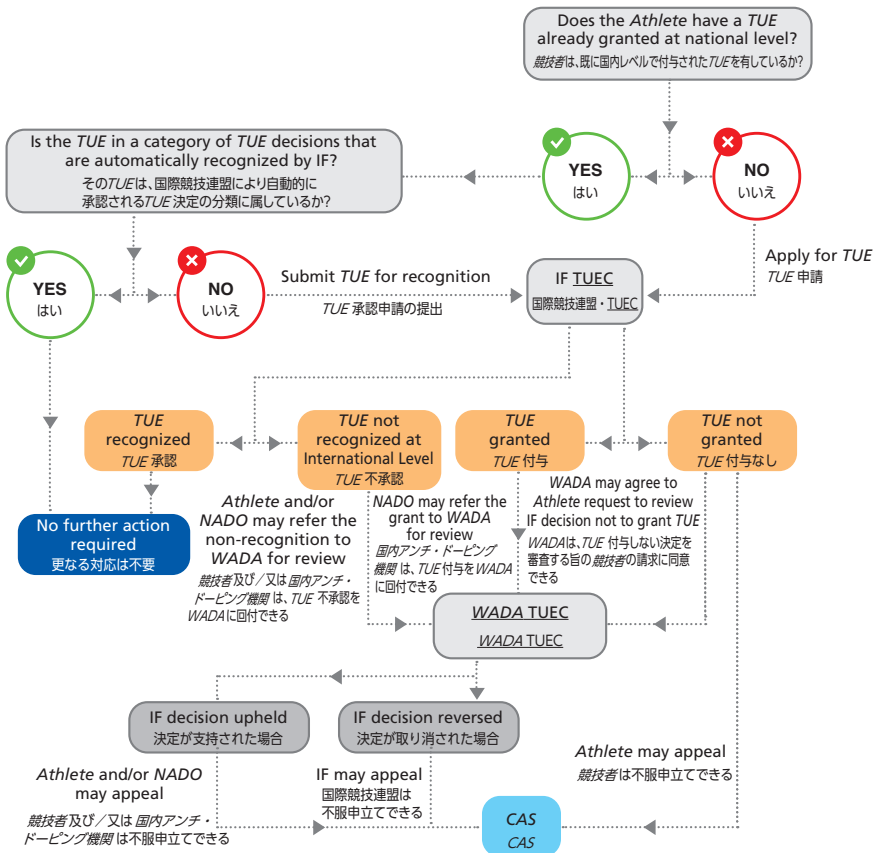
9.5 アンチ・ドーピング機関は、*TUE* 申請に関連して競技者から提出された情報を、もっぱら当該申請を評価する目的のみのために、及び、もっぱら潜在的なアンチ・ドーピング規則違反のドーピング調査及び手続においてのみ、利用するものとする。

付属文書 1：世界規程第 4.4 項 フローチャート

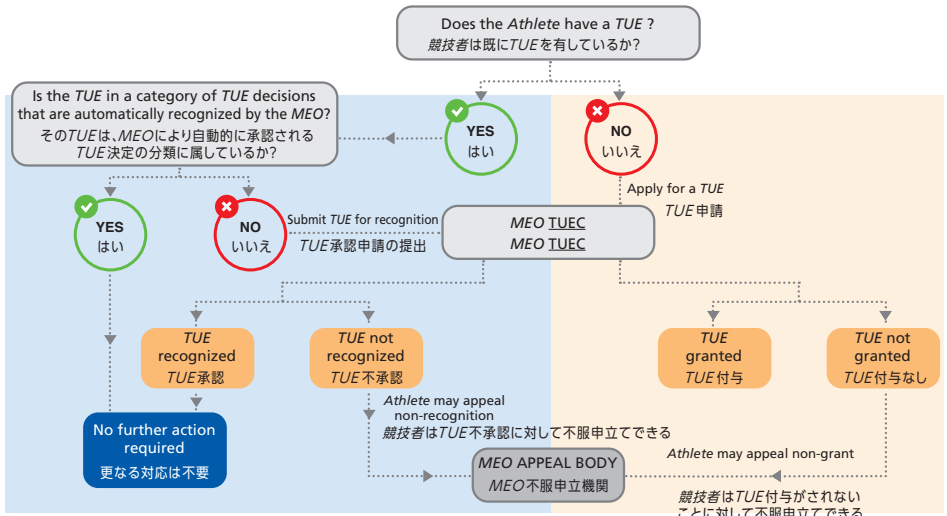
1. TUE の必要性が発生した場合において、競技者が国際レベルの競技者ではないときにおける TUE 手続



2. TUE の必要性が発生した場合において、競技者が国際レベルの競技者である（よって国際競技連盟の TUE 要件の適用を受ける）ときにおける TUE 手続



3. 競技者が主要競技大会機関（「又は「MEO）」が独自の TUE 要件を有する競技大会に参加した場合



WORLD ANTI-DOPING CODE
International Standard Therapeutic Use Exemptions

世界アンチ・ドーピング規程
治療使用特例に関する国際基準

2021年1月1日発効

2020年12月発行

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構



スポーツ振興くじ助成事業